

## 令和5年5月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年5月19日(金) 開 会 午後3時30分  
閉 会 午後4時25分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松崎泉教育長、藤澤美樹教育長職務代理者  
瀬切陽一教育委員、網野美秀教育委員、木村一恵教育委員
- 4 事務局(説明員)  
北澤勝己教育こども課長  
岩波洋課長補佐兼生涯学習係長、塚原浩課長補佐兼スポーツ振興係長、  
平澤暁俊教育総務係長、亀割英人子育て支援係長、  
平林美香図書館長、田中慎太郎健康サポート係長

## 令和5年5月定例教育委員会 次 第

令和5年5月19日(金)

下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議事項
  - (1) 議案第37号 令和5年度諏訪町一般会計補正予算(第2号)について
  - (2) 議案第38号 令和5年度下諏訪町低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要項の制定について
- 5 報告事項
  - (1) 専決処分の報告(令和4年度予算分)について
  - (2) 専決処分の報告について
  - (3) 新入社員実践道場におけるボート研修について
  - (4) ボートサミット・全国市町村交流レガッタ下諏訪町実行委員会における専門部会の状況について
  - (5) 新教育委員の選任について
  - (6) その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

【会議録】 議事の内容

- 1 開 会 松崎教育長
- 2 会議録署名委員の指名 藤澤美樹教育長職務代理、瀬切陽一教育委員
- 3 教育長報告
- 1 (月) クールビズ開始～10 月末日まで
  - 下中授業参観日
  - 諏訪教育会博物館協議会・季節大学運営委員会
- 2 (火) ○南小授業参観日
  - 社中授業参観日
  - ノース下諏訪 NW 総会
- 10 (水) ○町校長会
- 15 (月) ○議会臨時会
  - 町ミニバレーボール教室開講式
- 16 (火) ○交通安全指導所開設
- 17 (水) ○町人権教育推進委員会

【以下予定】

- 20 (土) ○ガールスカウト入団式
- 22 (月) ○県・市町村教委連絡協議会；諏訪教育会館 教育長、藤澤職務代理者出席
- 23 (火) ○教科書採択協議会
  - 諏訪地方市町村教育委員会連絡協議会総会
- 24 (水) ○社中 1 年高遠青少年自然の家（～25 日）
- 26 (金) ○市町村対抗駅伝報告会

質疑なしー了承

4 付議事項

- (1) 議案第 37 号 令和 5 年度諏訪町一般会計補正予算（第 2 号）について

〈北澤課長〉説明

それでは私の方から議案第 37 号令和 5 年度下諏訪町一般会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。資料は 7 ページをお願いします。最初に下段の歳出をお願いいたします。

3 款・2 項・4 目・保育所費・17 節備品購入費の 21 万 8 千円は、「保育所管理運営事業費」におきまして、保育所内で交換した園児の使用済み紙おむつを処理するため、収集日まで保管するための保管庫を購入するものであり、町内 3 園への設置を予定しています。

また、同じく備品購入費の 17 万 5 千円は「通園バス管理費」におきまして、通園バスにおける置き去り防止装置の設置が義務付けられたことから、対応する安全装置を購入するためのものになり、通園バス 1 台への設置を予定しております。

10 款・4 項・2 目・青少年健全育成費・10 節需用費の 21 万 3 千円は、「いずみ湖研修の

家」の開場前の点検により、研修の家を含むキャンプ場全体の配水ポンプが経年劣化により故障していたことから、取替修繕を行うものとなります。

その下になります。3 目・公民館費では、公民館等の場を活用して行うデジタル講座につきまして、国の「情報通信技術講習事業費補助金」の交付決定がされたことから、財源振替をさせていただきますものとなります。

続きまして、上段の歳入をお願いします。

14 款・2 項・2 目・民生費国庫補助金の 24 万 7 千円は、感染症対策のための改修整備等事業として、使用済み紙おむつ処理用保管庫の購入費と、送迎用バスの安全装置の設置を行う事業として、通園バス安全装置の購入に対する保育対策総合支援事業補助金で、補助率は、保管庫にかかるものが 3 分の 1、通園バスにかかるものが 10 分の 10 となります。

7 目・教育費国庫補助金の 36 万 6 千円は、公民館等の場を活用して行うデジタル講座に対する補助金で、補助率は 10 分の 10 となります。

15 款・2 項・1 目・民生費県補助金の 7 万 2 千円は、使用済み紙おむつ処理用保管庫の購入に対する補助金で、補助率は 3 分の 1 となります。

説明は、以上となります。

質疑なしー承認

- (2) 議案第 38 号 令和 5 年度下諏訪町低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要項の制定について

〈北澤課長〉説明

それでは、議案第 38 号令和 5 年度下諏訪町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱の制定につきまして、ご説明いたします。

資料は、8 ページをお願いします。最初に制定の内容と要旨について、ご説明申し上げます。

この事業は、国の施策として、今般の食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童一人当たり 5 万円の特別給付金を支給するものであります。

今年度実施される事業は、低所得のひとり親世帯を対象とするもの、及びその他の低所得の子育て世帯を対象とするものとして、令和 4 年度事業の支給対象者を基本とした給付事業となっており、今回の要綱の制定は、令和 4 年度に実施した要綱を引用しながら、今年度の事業を実施するためのものとなります。

では、要綱のご説明をいたします。

第 1 条では、先ほどご説明いたしましたこの要綱の「目的」を定めております。

第 2 条では、この要綱で定める給付金の「支給対象となる者」を定めております。

支給対象者は、令和 4 年度に実施した下諏訪町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱に基づく令和 4 年度給付金支給対象者、または令和 4 年度給付金支給対象者以外で本要綱の第 3 条 第 2 項から第 5 項までに規定する対象児童を養育する者であって、第 2 条 第 1 号に規定する令和 5 年 1 月以降の家計急変者、第 2 号に規定する市町村民税均等割を免除された者と同様の事情がある者と認められる者としております。

ページをおめくりいただき、第 3 条では、「給付金の支給額等」を、養育する対象児童一人

につき、5万円と定めるほか、第2項から第5項までで対象児童を定めております。

なお、第3項において、県が給付を行う、いわゆる「ひとり親世帯分」の対象児童は、本要綱に基づく給付からは除かれるものとしております。

第4条では、「町が支給を実施する支給対象者の範囲」を定めております。

11ページをお願いいたします。

第5条では、「申請不要の支給の方式」を定めており、受給の意向を確認した上で、給付金の支給決定を行うものとしております。また、第2項第1号では、原則、令和4年度給付金受給者は、プッシュ式でその時の口座へ振り込むものとしております。

第6条では、「申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限」を定めており、町の申請受付開始日は町長が別に定める日としております。

プッシュ式で口座へ振り込む多くの支給対象者は5月末までの振り込みを予定しており、申請される方が混乱をしないように、これ以降（6月12日月曜日）で受付を開始する形で準備を進めております。

なお、第2項では申請の期限を令和6年2月29日と定めております。

第7条では、「申請による支給の方式」を定めており、申請により支給を受ける場合は、様式第3号の給付金申請書を町長へ申請していただくこととしております。

ページをおめぐりいただき、第8条では、「代理による申請」について定めており、代理により申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者などとしております。

第9条では、「申請者に対する支給の決定」を定めており、町長は給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給決定し、給付金を支給するものとしております。

第10条では、「給付金の支給等に関する周知」について定めております。

第11条では、「申請が行われなかった場合等の取り扱い」について定めており、令和6年2月29日までに申請が行われなかった場合は、給付金の支給を受け取ることを辞退したものとみなすこととします。

また、第2項においては、支給決定を行い振込手続きを行ったが、指定口座への振り込みが、口座解約、変更等の理由により、令和6年3月31日までに完了できない場合は、支給の契約は解除されるものとしております。

13ページをお願いします。第12条では、「不当利得の返還」について定め、第13条では、「受給権の譲渡または担保の禁止」について定めております。

第14条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。なお、附則において、この要綱は令和5年4月24日から施行することとしております。以降のページは、申請等に必要となる様式を定めております。様式第1号は、第5条関係の「受給拒否の届出書」、様式第2号は、同じく第5条関係の「支給口座登録等の届出書」、様式第3号は、第7条関係の「申請書」こちらは3頁となります。様式第4号及び様式第5号は、第7条関係で申請の際に、必要に応じて提出していただく「申立書」こちらはそれぞれ2頁となります。

説明は以上となります。

《松崎教育長》

対象となるのは160件くらいでしたか。

〈亀割係長〉

はい 165 人というところで予算の方をいただいております。令和 4 年度実績が 134 人なので、それから家計急変といろいろ前年の実績と見込みまして 30 人程増で、165 人で見込んでおります。

《木村委員》

プッシュ式というのはどういう方式か。

〈亀割係長〉

今まではまず申請書を出していただき、それで審査をさせてもらってからお金をお支払いする形でしたが、プッシュ式というのはもうこちらの方でそういった方の口座を児童手当とか把握しておりますので、その口座にお金をもうすぐに払い込んでいきますよという形になります。ただいきなり口座にお支払いするのではなく、確認をさせていただいてから支給する形になる。

《木村委員》

つまり、プッシュ式以外の方がこの書類を出して申請するということか。

〈亀割係長〉

はい、家計急変等でプッシュ式以外の方が申請書等を出していただくこととなります。

質疑以上ー承認

## 5 報告事項

(1) 専決処分の報告（令和 4 年度予算分）について

〈北澤課長〉説明

それでは、専決処分の報告につきまして、令和 4 年度下諏訪町一般会計補正予算（第 10 号）について、ご説明いたします。資料は、10 ページをお願いします。

令和 4 年度下諏訪町一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、令和 5 年 3 月 30 日付けをもって専決処分させていただいたものでございます。専決処分とは、本来、議会の議決・決定を経なければならない事柄について、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理することをいいます。

最初に下段の歳出をお願いいたします。

10 款・1 項・3 目・基金活用事業費、24 節・積立金の 52 万円は、ふるさとまちづくり寄附金として、1 件、2 万円を、また、こども未来寄附金として、1 件、50 万円を賜りましたので、こども未来基金へ積み立ていたします。なお、令和 4 年度末における「こども未来基金」の残高は、2,488 万 789 円となります。

続きまして、上段の歳入をお願いいたします。

17 款・1 項・3 目・教育費寄附金の 50 万円は、匿名の方から、こども未来寄附金を賜ったものでございます。以上となります。

質疑なしー了承

(2) 専決処分の報告について

〈北澤課長〉説明

令和 5 年度下諏訪町一般会計補正予算第 2 号につきまして、ご説明いたします。

資料は、24 ページをお願いします。令和 5 年度下諏訪町一般会計補正予算第 2 号につきましては、令和 5 年 4 月 24 日付けで専決処分させていただいたものであります。

最初に、下段の歳出をお願いいたします。

3 款・2 項・4 目・保育所費では、物価高騰を受けた保育園の副食費の提供に際し、保護者に負担を求めずに、これまでと同様の「質と量」を保った継続的な副食を提供するため、例年、3,000 万円を計上している賄材料費について、本年度は 200 万円増の 3,200 万円を計上しておりますが、これを年間の物価高騰分と捉え、200 万円について、一般財源から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源振替をいたします。

5 目・子育て支援費、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費」の 950 万円は、国の施策として、全額、国からの補助を受けて実施するもので、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童 1 人当たり、一律 5 万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行なうためのものです。

内訳としまして、1 節・報酬の 4 万 5 千円は、給付作業に携わる会計年度任用職員の時間外勤務報酬分、3 節・職員手当等の 52 万 3 千円は、職員の時間外勤務手当となります。10 節・需用費の 12 万 1 千円は消耗品費などで、11 節・役務費の 3 万 6 千円は郵便料などとなります。12 節・委託料の 52 万 5 千円は、管理システムの改修等に係る情報センタへの委託料、18 節・負担金補助及び交付金の 825 万円は、対象者 165 人を見込んだ特別給付金となります。

10 款・2 項・小学校費、1 目・学校管理費では、物価高騰を受けた小学校の給食の提供に際し、保護者に負担を求めずに、これまでと同様の「質と量」を保った継続的な給食を提供するため、当初予算において、360 万円を計上しておりますが、一般財源から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源振替をいたします。なお、財源振替の為、金額の変更が無いことから、補正額の欄に金額の記載はありません。

その下、「中学校管理運営事業費」の 432 万 3 千円は、社中学校において、給湯ボイラーが経年劣化の為、故障して使用不可能となり、給食調理や食器洗浄等に支障が生じることから、早急に入れ替える必要があるため、補正するものであります。

その下になりますが、3 項・中学校費、1 目・学校管理費の「一般財源」では、小学校と同様に給食費の物価高騰分として、270 万円を計上しておりますが、財源振替をいたします。

こちらにつきましても、財源振替の為、金額の変更が無いことから、補正額の欄に金額の記載はありません。

続きまして、上段の歳入をお願いいたします。

14 款・2 項・2 目・民生費国庫補助金、2 節・児童福祉費補助金の 1,150 万円は、保育所の給食用賄材料費に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、子育て世帯生活支援特別給付金に対する事業費補助金の 825 万円、同じく事務費補助金の 125 万円となります。

7 目・教育費国庫補助金、1 節・小学校補助金の 360 万円は、小学校の給食費支援に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となり、2 節・中学校費補助金の 270 万円は、中学校の給食費支援に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

なお、これらの国庫補助金につきましては、全て事業費に対して、10 分の 10 の補助率となります。説明は、以上となります。

質疑なしー了承

### (3) 新入社員実践道場におけるボート研修について

〈塚原補佐〉説明

25 ページをお願いします。

NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構が「新入社員実践道場」を開講し、新入社員が社会人として育ち、各企業において早期に戦力として活躍ができるよう、カリキュラムを組み、昨年に引き続き、本年度は5月17日より研修を実施しました。

目的は、記載のとおりであり省略させていただきますが、座学だけでなく実践型で、体で覚える・感じる研修のなかにボート研修を取り組んだ経過でございます。

対象者は、新入社員実践道場参加者 当日43名に変更、研修講師は、下諏訪町漕艇協会 当日8名の協力により実施いたしました。内容につきましては、プログラムのとおりです。

当日は、天候や風に左右されることなく新人職員が乗艇研修や陸上研修では、必死に取り組む姿が印象的であり、報道関係者では、NBSをはじめSBC、LCV、や信濃毎日、長野日報、LCVなどが取材に当たり、新入社員が笑顔や照れ臭そうに報道に答えていました。

質疑なしー了承

### (4) ボートサミット・全国市町村交流レガッタ下諏訪町実行委員会における専門部会の状況について

〈塚原補佐〉説明

それでは、27ページからになります。本年度、下諏訪町が主管事務局となり町制130周年事業と位置づけ、ボートサミット・全国交流レガッタ下諏訪大会に向けて準備を進めています。28、29ページをご覧ください。

4月1日付けで各団体の役員交代及び異動等に伴い、現在の実行委員会の組織図を示したものが29ページでございます。前に戻りまして28ページには、本会の役員、委員等を掲載させていただいております。それでは、27ページに戻っていただきまして、ボートサミット・全国市町村交流レガッタ下諏訪町実行委員会については、第2回実行委員会を4月25日に文化センター集会室において開催し、予算案及び部会設置について承認をいただいております。

続きまして、専門部会の開催状況についてですが、部会については、事業の企画・運営に基づき3部会を設置いたしました。総務・サミット部会は、5月8日に開催、おもてなし部会は、5月17日、競技部会は、5月18日、それぞれ第1回の部会を開催しております。

本大会は、ボート競技を通じて参加市町村間の交流を促進し、下諏訪町の観光を発信する絶好の機会であり、大会開催にあたっては、多くの団体の皆様に協力をいただきたく、30ページには、協働による大会運営につとめてまいりたく、関係団体で構成する専門部会の代表者を、31ページには、専門部会担当課及び担当者名を掲載させていただきました。

現在の進捗状況ですが、大会日程等について各部会にて周知、今後の進め方について協議していきます。

例えば31ページを見ていただく中で、総務・サミット部会の一つの事例として、議長懇話会の運営については、会場設営や会議事項の内容について担当職員で検討し協議していく必要があります。あと各部会の開催を全3回で設定しております。また、個別案件については、それぞれ担当職員中心に検討・準備を進め、部会にて協議を実施するものであります。また、小中高校に参加市町村を歓迎するのぼり旗の製作の依頼をしました。以上です。

質疑なし—了承

(5) 新教育委員の選任について

〈北澤課長〉説明

新教育委員の選任についてですが、現在教育長職務代理をお努めいただいております 藤澤美樹さんの任期が、7月20日に満了となるため、後任の人事案件を6月議会初日となる6月7日に上程させていただくものとなりますので、ご承知いただきますよう、お願いいたします。

。

質疑なし—了承

(6) その他—なし

6 その他

〈平澤係長〉

次回の6月定例教育委員会ですが、6月30日(金)15時30分からでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

7 閉 会 午後5時00分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月30日

署名委員 藤澤 美樹

署名委員 瀬切 陽一

調整職員 北澤 勝己